

# 後志地本通信

## 2011人事院勧告

### 月例給を引き下げ

### 現給保障は2年後段階的廃止

#### ●給与勧告のポイント！

- ①月例給3年連続の引き下げ  
平均年間給与は▲1.5万円 (▲0.23%)  
※月例給40歳～50歳台を重点的に引き下げ
- ②一時金については、現在3.95月に対し民間が3.987月 (被災 県は除く) であるが、改定を見送る。
- ③給与構造改革における現給保障措置を2段階で平成25年度 (2013年度) に全廃する。

#### ◇段階的な定年の引き上げの申出のポイント！

- ①平成25年 (2013年) から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度 (2025年) に65歳定年
- ②民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の70%に設定
- ③本府省の局長、部長、課長等一定の範囲の管理職に役職定年制を当分の間導入
- ④定年前の短時間勤務制、早期退職支援の充実など多様な働き方を用意

人事院は、9月30日に今年度の国家公務員の給与改定に係る勧告及び定年年齢引き下げについて意見の申し出を行いました。これは昨年のマイナス勧告の水準よりさらに減額となる見通し

このような勧告に対し、自治労本部・公務員連絡会は「臨時特例法が国会に提出されていることから給与勧告を行わないよう求めてきたにもかかわらず、人事院が勧告を強行したことは遺憾である」また、「一時金については当然引き上げとなる調査結果を懇意的に判断し改定を見送った人事院の姿勢は自己保身にほか

です。

2011. 10. 6

＝第22号＝

自治労北海道  
後志地方本部  
〒044-8588

倶知安町北1条東2丁目  
後志総合振興局内  
TEL 0136-22-6636  
FAX 0136-21-2105

ならず、厳しく批判されなければならぬ」「2012年の現給保障の段階的廃止の削除額の上限を1万円とさせたものの、廃止そのものに対し強い反対を行ったにもかかわらず勧告したことには強く抗議する」とした声明を明らかにしています。国公給与については、政府に対し労使の合意のもとに行うことを踏まえ、この勧告を実施しないよう求めることとしました。同時に国公給与引き下げが地方財源に影射しないよう中央・地方で連携して取り組みを行うことにしています。

#### 秋季闘争を開始！

こうした状況の中で、秋季確定闘争を闘っていく訳ですが、地本としても今回の勧告がどう扱われるか不透明なことから情報収集を地道本とともに連携したたかいを進めて行きます。

#### ちほんのうごき

- 09月28日 (水) 町村連2012定期総会 (札幌市)
- 29日 (木) 自治労北海道
- ～30日 (金) 第52回定期大会 (札幌市)
- 10月01日 (土) 後志地本学校 (小樽市)
- 13日 (木) 道本部拡大闘争委員会 (札幌市)
- 道本部賃金担当者会議 (札幌市)
- 14日 (金) 寿都町職定期大会 (寿都町)

#### 今、福島から

10月18日 (火) 18:30 内地方文化センターで広瀬隆講演会「今福島から」が開催されますが、後志平和運動フォーラムより参加要請が来ています。今、福島がどういう状況なのか？などが講演されます。単組組合員の皆さまのご参加をお待ちしています。